

書評

Potriquet, G., D. Huck et C. Truchot (dir.) (2016)
« Droits linguistiques » et « droit à la langue »
— Identification d'un objet d'étude et construction d'une
approche (Actes du colloque international de Strasbourg
25-26 septembre 2014), Limoges ; Lambert-Lucas, 244p.
(ポトゥリケ、G.、D.ユック、C.トリュシヨ (編) (2016) 『「言語権」と「言語への権利」 — 研究対象の特定と研究方法の構築』¹⁾ [2014年9月25、26日ストラ
スブール国際研究集会報告論文集]、リモージュ；ランベール・リュカ、244頁)

古石 篤子

「言語権」という表現も考え方も、現在の日本ではまだ一般の人々に広まっているとはいえず、せいぜい研究者やマイノリティの権利擁護運動家の間で使われている程度ではないだろうか。憲法の「法の下での平等」の差別要因としても「言語」は明示されていない。しかし、「権利」や「言語権」という用語は使用されていないものの、「言語への権利」ともいえる考え方は、最近の改正障害者基本法(2011)などでは「言語の選択の確保」という表現として見られないことはない。本書は、このようなある意味で未だ定型をもたない「言語への権利」という概念の生成を、その生み出される／生まれ来る過程に焦点を当てて、異なる地理的・歴史的文脈において探ろうとしている(p.12)ところに特徴がある。そうすることによって「言語への権利」の性質(nature)や意味(signification)を明らかにしたいという意図がある。これが言語権研究に多く見られる法学的見地からのアプローチとは一線を画するところである。つまり書籍タイトルが示すように、研究対象としての「言語権」*droits linguistiques* や「言語への権利」*droit à la langue* そのものを明らかにすること、そしてそのための研究方法を確立することを主要なテーマとしているのである。

著者は、D.ユックや、日本でもその論文や著書の翻訳が出ているC.トリュシヨ²⁾などを中核とするフランスのストラスブール大学のGEPE (Groupe d'Études sur le Plurilinguisme Européen ヨーロッパの複言語主義についての研究グループ)のメンバーを中心とするが、言語学者や社会言語学者のみでなく社会学者や政治学者も含む。GEPEは

このテーマをめぐって 2010 年秋から研究会を持ってきたが、2012 年 5 月に *Émergence des notions de « droits linguistiques » et « droit à la langue », les apports d'une approche historique* (「言語権」と「言語への権利」の概念の生成：歴史的アプローチのもたらすもの) というタイトルで研究集会を開催した³⁾。そしてその延長線上で 2014 年 9 月に、より多様な研究者(地域・言語・政治体制等の異なる)を募り、問題意識や方法論もできるだけ共有したうえで (p. 13)、本書タイトルと同名の国際研究集会を開き、2 年後にその報告論文集、即ち本書を出版するに至った。

出発点となる問題意識は、1990 年代以降、特に T. スクトナブ=カンガス & R. フィリプソン(編)(1995)以降、「言語権」や「言語への権利」というものがアプリアリに存在し、基本的人権として認められるべきだと考えられているが、はたして言語権というものも、一般に認知されている他の政治的・市民的・社会的な基本的人権と同列に置いて考えることができるのかを検証しようとしているのである (pp. 9-10)。このような基本的人権としての言語権ありきという考え方は、国連の世界人権宣言(1948)や、欧州評議会の欧州少数言語地域語憲章(1992)などとも相通ずるものがあり、今やそれはあたかもひとつの自明の理のように欧州や国際機関に広がっている (pp. 9-10)。しかし、今一度その基本的人権としての言語権というものの理論的立脚点について考えてみようというのが本書の姿勢である。

そしてその検証のために、この研究グループは方法論として「歴史的アプローチ」(*une approche historique*) (p. 12) を提唱するのである。それは言語権的な要求が生まれ出てくる状況やその条件を時間的・地理的、即ち歴史的に位置づけて具体的に検討していくことによって、それが様々な状況下で多様な形態をとって存在していることとか、あるいは存在していないように「見える」が実は存在していることもあることを明らかにしようとしているのだ(具体例は以下の各章の要約を参照のこと)。「言語への権利」(*droit à la langue*) が単数形で表されているのに対して、「言語権」(*droits linguistiques*) が複数形で表されているのにはそのような意味がある。つまり「言語への権利」(単数)は、具体的な社会・経済・文化状況のなかで異なった要因がからみ合い、その実現形態は多様である(複数)からである。また、時には間接的に、時には「権利」という形をとらずに出現することもあるという (p. 12)。研究メンバーに言語学者や社会言語学者以外の他の人文科学系の研究者も含むのは、この権利はそのような具体的状況の分析抜きには語ることができないという認識があるからである。

本書の構成は、「はじめに」で著者らの基本的立場と問題意識が明確に述べられた後、具体的事例は第 1 部「言語権の生起の仕方」(第 1~5 章)と第 2 部「言語権の存在の仕

方」(第6～12章)の2つに分かれて検討される。第1部と第2部の違いはそれほど明確とはいえ、各章で個々の具体的事例が扱われる。そのそれぞれについては以下に簡単に紹介するが、最後に「おわりに」で本書を貫く問題意識が力を込めて再度語られるという形式をとっている。

まず第1章の論文では、言語使用が「禁止」されたからといって、それが必ずしも言語権意識の覚醒につながるわけではなく、覚醒されるには他にも条件が揃うことが必要であるということを、第二次世界大戦期(1937-1945)のブラジルにおけるドイツ語話者移民の事例(伝記や証言に基づく)を通じて示される。

第2章では、19世紀末～20世紀初めの米国で、教育における英語使用の押しつけに対して、ドイツ語話者移民が初めて裁判において、教育でのドイツ語使用の権利を勝ち取った2つの事例を、編者のひとりG.ポトゥリケが米国の最高裁の判例を精査して明らかにする。その両者のいずれも「言語権」という概念を巡って闘われたわけではなく、1つ目のケースは合衆国憲法の基礎をなす「個人の自由」の概念を巡って、2つ目は所有権や教育の自由、特に私学の自由を巡って闘われたことが示される。

第3章の舞台は20世紀から今世紀にかけてのカタロニアである。このスペインのなかの自治州の1つでは、「固有言語」(*langue propre*)としてのカタロニア語使用の言語権は常に明示的に要求されてきたが、それは常に政治的動きと一体であったということが体制の変化、憲法、種々の法律、政治運動を通じて明らかにされる。また現在この自治州では、国家レベルの公用語であるスペイン語母語話者の言語権が脅かされる事態も生じているという。

第4章では、北イタリアの様々な方言の言語的アイデンティティ形成のストラテジー分析(主としてネット上のプロパガンダ的文章)を通じて、「言語権は無制限に認められるべきか」というテーマが論じられている。

第5章は編者のひとりD.ユックの論考である。1945～80年のアルザス地方のオ・ランとバ・ランの県議会議事録の談話分析を通じて、議員たちが「権利」という言葉を避け、国家語であるフランス語を立てつつも、どのような言語的戦略を使ってこの地方での地域語/ドイツ語使用とその教育の必要性を主張しているかを見せてくれる。「権利」という語は1940年以前には使われていたというが、その概念がその後の歴史的・社会的・言語政策的要因とどう絡まって継続しているかが示されて興味深い。

第6章はFLI(*Français Langue d'Intégration* 統合のためのフランス語)講座システムを批判的に見る。フランスへの移民は滞在許可を得るために、FLI講座を受講してフランス語力と市民意識を身につけなくてはならないが、言語への「権利」が「義務」と裏表

になっていること、言語とフランス的な価値を抱き合わせで身につけさせることなどに関して、関係者の間でも大きな意見の対立があること、そして競争入札制度導入が、FLI教育組織や教師を厳しい環境に置いたことについても述べられている。

第7章はヨーロッパレベルに話が移る。多言語主義を標榜しているEUではすべての言語が同等であるとされているが、現実には英語が大きな力をもっている。しかしこの言語の運用能力があるのはエリートや大学人に限られているので、欧州市民の言語権は守られているとは言えず、政治的権利も平等に行使できる状態にはないと批判的である。

第8章では2009年に成立したスウェーデンの言語法「明瞭な言語 (Klarsprak)」のことが語られる。この法律は1950年代から議論されてきたが、「行政の言語はシンプル、明瞭でわかりやすくなければならない」と定めるものである。論者は1960-2014の法律制定過程の準備文書や法律文書等を分析し、この法律の成立過程で重要だったのは「権利」ではなく、「民主主義」、「透明性」、「効率」、「信頼」という概念であったと述べる。

第9章では、言語権の認知における「領域性の原理」の妥当性を問うている。人的移動が多い現代では、ひとつの国家はそのなかに「固有語」の他に多くの移民の言語を抱えている。両大戦間期以降の言語権に関する文書を分析しつつ、著者は領域性の原理で排除される移民の言語権の再考を促す。

第10章は、現代政治哲学、特に自由主義理論の観点から、カナダのケベック州における言語権の問題を広告と教育言語の2つの分野に限って論じる。フランス語はカナダ全体では少数派言語であるが、ケベック州では多数派言語である。そのことから生じる問題の倫理評価の枠組みを模索する。(ケベックについては、「おわりに」においてトリュショも論じている。)

第11章はトルコにおけるクルド人、クルド語の受難について歴史的、社会言語学的に明らかに示される。言語使用には比較的寛容だったオスマン帝国時代の後、1923年にトルコ共和国が成立してからはトルコ語単一言語主義の言語政策のため、「それ以外の言語」使用は公私共に厳しく弾圧される。2002年以降状況は幾分改善されるが、クルド人自体が公的に承認されておらず、その権利にも限界がある。「言語権」の概念はクルド人側へのみ見られ、政府側には不在であると著者は述べるが、分析の対象が1924年制定の憲法を始め種々の法律文書であるので、そこには当然この用語は見られない。

第12章はソ連崩壊後のカザフ共和国における言語問題に憲法、言語法、そして教育法の分析から迫る。大きな流れとしては、それまで経済・政治・文化の中心を占めていたロシア語話者にとって代わり、カザフ語話者の復権を目指す言語政策・教育政策が採られる。公用語はカザフ語・ロシア語の2言語で、他の少数言語も認める政策であり、近

年では英語習得にも力が入られている。人の移動や価値観の変化でそれぞれの話者数の変化も大きく、興味深いデータが示されている。

最後の章「おわりに」はC.トリュショが執筆しているが、その主張に絡めて若干の考察を加えたいと思う。この章のタイトル『言語権』と『言語への権利』：どのような目的に向けて、どのような歴史的アプローチか」が示す様に、ここで著者は本書が提唱する歴史的アプローチとその目指すところについて改めてその必要性を強調している。

既に所収の論考を通じて明らかにされているように、本書では実際に生起した言語問題とされる多様な事柄を丹念に分析することによって、そこに「言語への権利」とも呼べる概念やそれに付随した概念が生まれることがあることをあぶり出す方法をとっている。いつ、そしてどのようにしてそれらが生まれたのか、アクターは誰なのか、そしてそれらがどのようにして表現されているのかを明らかにしていく (p. 227)。この方法を本書では「歴史的アプローチ」と呼んでいるのであり、それは運動用の理論とは一線を画するという (p. 226)。

まず、その生成に関わる要因も政治的・イデオロギー的・文化的なもののみでなく、社会的・経済的なものも無視できず、またそれらが複雑に絡み合っていることも多い。従って、単純化して「言語権」のみを切り離して考えては誤った歴史の理解に進む危険もある。また、個別具体的状況を丹念に検証することによってこそ、「言語への権利」というものが、歴史的に認められてきた基本的人権の重要な一部であるということが示されるのだとする (p. 223, p. 228)。

さらに、運動先行の理論では過激で不適切な用語の使用や、イデオロギーが先走っての歴史認識の誤り等も散見されるとして具体例を挙げて批判している。例えば、T. スクトナブ=カンガス (2000) の《*génocide linguistique*》(言語的大虐殺) という用語や、F. ドゥ・ヴァレンヌ (2012) の国家とナショナリズムの関係、そしてグレゴワール師への評価等々である (pp. 226-227)。また、国際機関の発布する憲章や条約等についても、あくまでも歴史的文脈上に産出されたものであるため、その適用に当たっては注意が必要であるということも「少数民族の保護のための枠組条約」(1995) を例にとって述べている (pp. 233-236)。

ところで、ストラスブール大学といえば、歴史学では初期アナル学派の碩学マルク・ブロックの名前が思い浮かぶ。「おわりに」の章でマルク・ブロックとフェルナン・ブローデルの名前が一方だけ出てくるが、编者たちがこの歴史学の先達の方法論を意識していなかったとはとうてい思えない。彼らは言語権概念の生成には諸要因がからんでいると言うが、それらについて一般化やカテゴリー化(分類)をあえてしないところも記

述的学問としての手法を堅持しようとしているのかもしれない。最後に我々読者がこのような歴史的アプローチを用いた研究の意味・意義を問うとき、マルク・ブロックの次のことばを噛みしめたい。「過去が現在全体を支配しているというのではない。しかし過去なしには現在は理解できないのだ。」(ブロック、p. 216)

言語権については研究者、運動家、教育者、法曹家、政治家等さまざまな分野のアクターが、それぞれの仕方で関係してくる。本書のようなアプローチがあることを知るとも、言語権について今一度自らのスタンスを問い直す機会を提供してくれることになるかもしれない。

注

- 1) 2020年3月現在、まだ邦訳は発表されていない。本書評は原著による。
- 2) ①「ヨーロッパにおける高等教育の国際化、英語化、公共政策」(古石篤子訳)『言語政策』no. 13, 2017, pp. 105-118、②『多言語世界ヨーロッパ - 歴史・EU・多国籍企業・英語』(西山教行・國枝孝弘・平松尚子訳)大修館書店、2019
- 3) <http://cahiersdugepe.fr/> (2019. 09. 29 閲覧)

文献

- ブロック、マルク (2007) 『奇妙な敗北—1940年の証言』(平野千果子訳) 岩波書店。
- Skutnabb-Kangas, T. (2000) *Linguistic Genocide in Education ? Or Worldwide Diversity and Human Rights ?*, Mahwah (NJ), Lawrence Erlbaum.
- Skutnabb-Kangas, T., R. Phillipson (eds.) (1995) *Linguistic Human Rights: Overcoming Linguistic Discrimination*, Berlin, New York; de Gruyter Mouton.
- Varenne, F. de (2012) « Langues officielles vs droits linguistiques: l'un exclut-il l'autre ? », *Droit et cultures*, Vol.63, no.1.

(慶應義塾大学)